

デジタル経済下における国際課税研究会について

令和 3 年 3 月
経済産業省
投資促進課1. 趣旨

- 経済のデジタル化の加速、新興国でのスタートアップ勃興や消費市場拡大の中で、日本企業は、欧米・アジア企業との激化する競争に直面。海外事業形態も現地企業との協業・M&A 等を通じて現地に貢献する方向に変容(※1)、事業の海外移転も増加。このような状況において、日本企業の海外及び国内事業活動に対する税制についても、外国企業との公正な競争条件を確保する必要(※2)。
(※1) 従来からの100%現地法人設立に加えて、現地企業との海外 M&A やスタートアップへの少額投資、出資を伴わないオンライン/オフラインでの共同研究開発などに多様化。
(※2) 我が国の法人実効税率は約 30%と諸外国より高いが財政赤字、高齢化の状況を踏まえると諸外国との税率差は今後も存在すると考えられ、無形資産をベースとする海外事業については、低税率でやった方が有利な面がある。また、国内事業活動についても、我が国で事業活動を行うが法人税等を十分に支払わないオンラインプラットフォーム等と国内の関連事業者との税負担格差が課題。
- 一方、国内サプライチェーン強靱化やデータ経済への対応も急務。米国など諸外国で、経済のデジタル化等に対応する税制改革が行われたことも踏まえ、我が国企業の競争力強化、経済活性化に資する公正な国際課税について、今後の短期的及び中期的なあり方を検討するため、研究会を設置。

2. 研究会の概要

- 名称：デジタル経済下における国際課税研究会
- 検討項目：OECD等の国際的な議論や米国税制改革（2017 年）など海外主要国における税制改正の経緯や動向を踏まえた上で、例えば、以下の事項を議論。
 - －日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正な税制の在り方（全世界ミニマム課税（ピラー2）が導入された場合の現行 CFC 税制との関係、事業の立地先に関して税制の中立化を実現した米国税制改革の評価などを踏まえた我が国税制のあり方）
 - －国内での海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制について（デジタル企業等に関する市場国への税源配分（ピラー1）に関する国際的議論や諸外国における導入事例を踏まえたデジタルサービス税（DST）の評価を含む）
 - －その他米国の議論等を踏まえ、短期的・中期的な国際関連税制のあり方

3. 研究会の構成

- 委員構成：座長1名を含む14名による委員を置く。
- 事務局：経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課

4. 今後の日程（想定）

- <第1回> 3月1日（月） 本研究会で議論すべき論点
- <第2回> 3月下旬 or 4月初旬 日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正な税制のあり方

- <第3回> 4月下旬 国内での海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制について
<第4回> 5月 その他短期的・中期的な国際関連税制のあり方、その他の論点
<第5回> 6月 中間論点整理（案）
<第6回> 7月初旬 中間論点整理とりまとめ

※状況により上記日程等は変更される可能性がある。

5. その他

- 委員等による率直かつ自由な意見交換を確保するため、本研究会は非公開とする。
- 会議後に、配布資料及び議事要旨を原則公表する予定。

(以上)